

津軽地域ごみ処理広域化協議会専門部会設置要綱案

(趣旨)

第1条 この要綱は、津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事会設置要綱（以下「幹事会設置要綱」という。）第7条第3項の規定に基づき、津軽地域ごみ処理広域化協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、津軽地域ごみ処理広域化協議会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、幹事会設置要綱第2条の所掌事務について、特定分野の調査及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会の区分及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 専門部会の委員は、別表第2のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会毎に部会長1名及び副部会長1名を置く。

2 部会長は、弘前地区環境整備事務組合事務局の課長級職員をもって充てる。

3 副部会長は、専門部会毎に委員の互選により選出する。

4 部会長は、所属する専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長からの要請があるとき又は部会長が必要に応じて随時開催する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じ関係職員等の出席を求めることができる。

4 専門部会は、必要に応じて、他の部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、津軽地域ごみ処理広域化協議会会則第9条の事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月 日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

区 分	所 掌 事 項
総務部会	(1) 広域化の方式及び期日に関する事項 (2) 経費負担に関する事項 (3) 職員定数及び職員配置に関する事項 (4) 職員の任用、給与及び諸手当に関する事項 (5) 財政に関する事項 (6) その他必要な事項
施設管理部会	(1) 廃棄物処理施設の管理に関する事項 (2) ごみ処理体制に関する事項 (3) その他必要な事項

別表第2（第3条第2項関係）

区 分	所 属	職 名	備 考
総務部会	弘前地区環境整備事務組合	総務課長	部会長
	黒石地区清掃施設組合	事務局次長	
	弘前市		推薦職員
	黒石市		推薦職員
	平川市		推薦職員
	藤崎町		推薦職員
	大鰐町		推薦職員
	板柳町		推薦職員
	田舎館村		推薦職員
	西目屋村		推薦職員
施設管理部会	弘前地区環境整備事務組合	施設管理課長	部会長
	黒石地区清掃施設組合	ごみ処理施設場長	
	弘前市		推薦職員
	黒石市		推薦職員
	平川市		推薦職員
	藤崎町		推薦職員
	大鰐町		推薦職員
	板柳町		推薦職員
	田舎館村		推薦職員
	西目屋村		推薦職員